

銀行の個人向け貸付け（カードローン）に関するアンケート調査結果

2016年（平成28年）12月2日

日本弁護士連合会

第1 アンケートの目的及び方法

日本弁護士連合会では、銀行の個人向け貸付け（カードローン）が借り手にとって過剰な借入れとなっている事例が生じていないかを調査するため、多重債務相談を担当した会員を対象に、以下のとおりアンケート調査を実施した。

実施期間は、本年6月から7月15日まで、実施対象者は、多重債務相談を担当した会員、回答方法は、手持ちの債務整理（自己破産・個人再生・任意整理）案件（過去3年以内に受任したものを目処とする。）の中で、銀行の個人向け貸付け（カードローン）が単独又は他の銀行・貸金業者・信販会社の貸付けと合計して債務者の年収の3分の1を超えるなど、銀行の与信に問題があると思われるものについて所定の回答用紙に記入いただくことで回答を得た。

本調査に対し、153件の回答が寄せられた。

第2 アンケートの回答内容

1 借入時の年収

	100万円以下	19人
100万円超	200万円以下	44人
200万円超	300万円以下	38人
300万円超	400万円以下	22人
400万円超	500万円以下	16人
500万円超	600万円以下	4人
600万円超	700万円以下	1人
700万円超	800万円以下	3人
800万円超	900万円以下	0人
900万円超	1000万円以下	0人
1000万円超		1人

2 銀行の個人向け貸付け（カードローン）残高

	100万円以下	43人
100万円超	200万円以下	27人

200万円超	300万円以下	22人
300万円超	400万円以下	15人
400万円超	500万円以下	15人
500万円超	600万円以下	7人
600万円超	700万円以下	4人
700万円超	800万円以下	2人
800万円超	900万円以下	2人
900万円超	1000万円以下	2人
1000万円超		8人
不明		6人

3 銀行からの借入時の状況

- (1) 貸金業者・信販会社からの借入れを断られた後で、銀行から借入れをした。
5件
- (2) 銀行から50万円以上の借入れをするとき、収入証明の提出を求められることなく、借入れができた。
32件
- (3) 銀行からの借入金額が、単独で（1件だけで）、当時の年収の3分の1を超えていた。
65件
- (4) 銀行からの借入金額と、借入当時の他の銀行・貸金業者・信販会社からの借入れを合計すると、当時の年収の3分の1を超えていた。
95件

4 主な事例等

- (1) 借入当時の年収が356万円の40代女性に対し、銀行が433万円を貸し付けたケース。借入れはこの銀行借入れのみ。平成26年10月頃に自己破産で受任。
- (2) 借入当時の年収が220万円の60代女性に対し、銀行が500万円を貸し付けたケース。借入れはこの銀行借入れのみ。平成27年7月頃に自己破産で受任。
- (3) 借入当時の年収が160万円の60代男性に対し、銀行が無担保ローン226万円を貸し付けたケース。平成26年頃に任意整理で受任。
- (4) 借入当時の年収が226万円の50代男性に対し、銀行が無担保ローン9

- 60万円を貸し付けたケース。平成27年3月に自己破産で受任。
- (5) 借入当時の年収が150万円の50代男性に対し、銀行が無担保ローン270万円を貸し付けたケース。
- (6) 借入当時無収入であったにもかかわらず、300万円の銀行無担保ローンの貸付けが行われ、借入れの際収入証明の提出を求められなかったケース。50代男性。平成27年7月個人再生で受任。
- (7) 借入当時無収入だったにもかかわらず、銀行無担保ローンを合計170万円借り入れたケース。貸金業者・信販会社からの借入れを断られた後で、収入証明の提出も求められないまま銀行から借り入れた。50代女性。平成28年6月頃任意整理で受任。

第3 アンケートの回答における主な特記事項等

- 1 「最初は50万円枠のカードローンを勧めて契約をさせて、返済に困って増枠を申し込んだところ、証書貸付けに切替えている。その際に、目立った与信審査をしたことは窺われない。借り入れて返済を繰り返していることはカードローンの実績から明らかなのに、カードローンの5倍もの貸付額に至っており、与信審査が機能していないと思われる。」
- ※ 借入時の年収150万円、銀行の借入残高270万円。貸金業者・信販会社からの借入れを断られた後で、銀行から借入れをした。銀行からの借入金額が、単独で（1件だけで）、当時の年収の3分の1を超えていた。
- 2 「消費者金融を保証会社とし、そのグループの銀行は無人の借入機を設置し、収入証明の提出をさせないなど、やっていることは消費者金融と同じなのに総量規制の対象にならないのはおかしい。詐欺グループが審査が甘いことにつけ込んで借りさせるケースもあり、その温床となっている。」
- ※ 借入時の年収200万円、銀行の借入残高240万円。貸金業者の借入残高40万円。銀行からの借入金額が、単独で（1件だけで）、当時の年収の3分の1を超えていた。
- 3 「キャッシュカード発行と同時にローンカードを発行されていることから、銀行でローンカードを使って借入れをする際の年収は、全く問われない。（預金がある時代にローンカードを作っている。）」
- ※ 借入時の年収400万円、銀行の借入残高100万円、貸金業者の借入残高100万円、信販会社の立替え300万円。銀行から50万円以上の借入れをするとき、収入証明の提出を求められることなく、借入れができた。銀行からの借入金額と、借入当時の他の銀行・貸金業者・信販会社からの借入

れを合計すると、当時の年収の3分の1を超えていた。

- 4 「収入、年齢から、返済可能性が低いのに、過剰に貸付け。分割返済の申出にも、柔軟な対応がない。特定調停を申し立てたが不成立となり、訴訟され、経過利息もとられて、分割和解した。土地があったため、破産できなかった。」

※ 借入時の年収160万円、銀行の借入残高226万円。60代男性。銀行から50万円以上の借入れをするとき、収入証明の提出を求められることなく、借入れができた。銀行からの借入金額が、単独で（1件だけで）、当時の年収の3分の1を超えていた。

- 5 「平成25年頃に銀行に融資の相談に行ったところ収入面で借入れを断られた。平成26年12月頃、同じ銀行から電話があり、ローンの借換えの勧誘を受けた。同銀行から、同月100万円（証書貸付）借入れ、130万円（証書貸付）借入れ、極度額10万円（当座貸越契約）締結。」

※ 借入時の年収180万円、銀行の借入残高290万円。40代女性。銀行から50万円以上の借入れをするとき、収入証明の提出を求められることなく、借入れができた。銀行からの借入金額が、単独で（1件だけで）、当時の年収の3分の1を超えていた。

- 6 「同一の信用組合で、①住宅ローン1600万円、②200万円、③100万円の貸付けをしている。」

※ 借入時の年収400万円、銀行の借入残高2100万円（住宅ローン1600万円を含む）。銀行から50万円以上の借入れをするとき、収入証明の提出を求められることなく、借入れができた。銀行からの借入金額が、単独で（1件だけで）、当時の年収の3分の1を超えていた。

- 7 「当初から、銀行の借入枠が250万円あり、本人が驚いた。すでにクレジット会社2社に借入れがあった（300万円）」

※ 借入時の年収500万円、銀行の借入残高255万円。銀行からの借入金額が、単独で（1件だけで）、当時の年収の3分の1を超えていた。

- 8 「もともとキャッシング利用者だったが、銀行カードなら多く借りられるといううわさを聞いて、借りている。目的なく貸すのは、貸金業者と変わらない。」

※ 借入時の年収300万円、銀行の借入残高360万円。貸金業者・信販会社からの借入れを断られた後で、銀行から借入れをした。銀行から50万円以上の借入れをするとき、収入証明の提出を求められることなく、借入れができた。銀行からの借入金額と、借入当時の他の銀行・貸金業者・信販会社からの借入れを合計すると、当時の年収の3分の1を超えていた。

- 9 「すでに4年以上病気で働けない状態にあったにもかかわらず、簡単に借入

れができた」と述べており、本当に驚いた。すべて、銀行・信金からの借入で、いずれもネット支店からの借入になっていた。」

※ 借入時の年収0円（失業して無職状態。親の援助で生活していた。）、銀行の借入残高345万円。銀行から50万円以上の借入をするとき、収入証明の提出を求められることなく、借入ができた。銀行からの借入金額が、単独で（1件だけで）、当時の年収の3分の1を超えていた。

10 「すでに年収（500万円）相当の負債（銀行無担保ローン500万円）をおっているにもかかわらず、その後更に銀行（2行）より無担保ローン（計300万円）が貸し付けられた。年収の1.6倍におよぶ、債務全部が大手都市銀行の無担保ローンである。」

※ 借入時の年収500万円、銀行の借入残高800万円。平成28年8月個人再生で受任。銀行からの借入金額と、借入当時の他の銀行・貸金業者・信販会社からの借入を合計すると、当時の年収の3分の1を超えていた。

第5 まとめ

1 本アンケート調査の結果

本アンケートに対する回答では、「借入時の年収」が300万円を超える者は47人である。また、600万円を超える者はわずか5人に過ぎない（前記第2の1）。

他方、「銀行の借入残高」が100万円を超える者は104人いる。さらに、200万円を超える者が77人にも及んでいる（前記第2の2）。

また、「銀行からの借入金額が、単独で（1件だけで）、当時の年収の3分の1を超えていた」とする回答が65件あった（前記第2の3）。

さらに、「銀行からの借入金額と、借入当時の他の銀行・貸金業者・信販会社からの借入を合計すると、当時の年収の3分の1を超えていた」とする回答が95件あった（前記第2の3）。

本アンケートの回答における「主な事例」（前記第2の4）や、「特記事項等」（前記第3）については、上記のとおりである。また、本アンケートの回答者に対し、一部、追加の聞き取り調査を行い、債務の具体的内容等を整理したものは、別紙のとおりである。

本アンケート調査によれば、最近では、銀行の行う貸付けが、顧客にとって過剰な借入となり、債務整理（自己破産・個人再生・任意整理）に至ることが少なからずあることは、明らかである。

2 今後の課題

本アンケートは、もともと、第1に記載のとおり、弁護士会員に対し、手持ちの債務整理（自己破産・個人再生・任意整理）案件の中で、銀行の与信に問題があると思われるものにつき、回答を求めたものである。

そのため、本アンケートに対する回答では、銀行の与信に問題があると思われる事例が多くを占める（ほとんど全てである）ことは、必然的な結果でもある。

本アンケート調査からは、例えば、「銀行の個人向け貸付け（カードローン）の中で、与信に問題があると思われる事例がどのくらいの割合を占めているか」や、「最近の債務整理（自己破産・個人再生・任意整理）案件の中で、銀行の個人向け貸付け（カードローン）が主な要因となっている事例がどのくらいの割合を占めているか」ということは、分からない。これらは、今後の課題である。

以 上

【聞き取り調査事例】

※153件のアンケート調査の回答のうち、銀行の与信に特に問題があると思われる事例につき、アンケート回答者に対し個別に聞き取りを行いました。

① 債務者

年齢:50代
性別:男性
年収:0円 ※借入当時は年収150万円
破産申立で処理。

債権者

	債権者	種類	取引開始	残高	保証人	備考
1	【第二地方銀行】	借入	H24.2	500,000	貸金業者	カードローン
2	【1と同じ】	借入	H24.5	1,800,000	貸金業者	証書貸付 ※債権者1と同一の銀行
				2,300,000		

備考

② 債務者

年齢:50代
性別:女性(独身、子供無し)
年収:200万円
破産申立で処理。

債権者

	債権者	種類	取引開始	残高	保証人	備考
1	貸金・信販	借入	不明	400,000		
2	住宅ローン	借入	不明	21,400,000		住宅ローン。ただし競売手続後の残債
3	【主要行】	借入	H25.12	1,400,000	貸金業者	カードローン。
4	【主要行】	借入	H26.1	1,000,000	貸金業者	カードローン。
				24,200,000		

備考

③ 債務者

年齢:60代
性別:女性
年収:受任時220万円
※借入時の年収は、もう少し少なかった。
破産申立で処理。

債権者

	債権者	種類	取引開始	残高	保証人	備考
1	【主要行】	借入	H18頃	5,000,000	貸金業者	借入限度額が500万円のカードローン。
				5,000,000		

備考 カードローン契約自体は、会社員時代に行っている可能性がある。借入時は、パートをしていたが無収入の時代と考えられるが、特段収入証明等を求められることなく、借入限度額を減少されることもなかった。

④ 債務者

年齢:60代
性別:男性
年収:160万円(年金生活)
任意整理で処理。

債権者

	債権者	種類	取引開始	残高	保証人	備考
1	【第二地方銀行】	借入	H25.8	1,100,000	保証会社(貸金業登録なし)	証書貸付
2	【1と同じ】	借入	H24.1	220,000	貸金業者	証書貸付。当初貸付額は40万円。
3	【第一地方銀行】	借入	H25.10	680,000	貸金業者	証書貸付。当初貸付額は70万円
4	【3と同じ】	借入	H26.2	300,000	貸金業者	カードローン。
				2,300,000		

備考

収入、年齢から、返済可能性が低いのに、過剰に貸付け。分割弁済の申出にも、柔軟な対応がない。特定調停を申立てしたが不成立となり、訴訟され、経過利息もとられて、分割和解した。

⑤
債務者

年齢:40代
性別:女性
年収:180万円(給与所得者)
※借入当時は平均月15万円程度の収入あり。

債権者

	債権者	種類	取引開始	残高	保証人	備考
1	【第二地方銀行】	借入	H26.12	1,000,000	保証会社(貸金業登録なし)	証書貸付・無担保フリーローン
2	【1と同じ】	借入	H26.12	1,300,000	保証会社(貸金業登録なし)	証書貸付・無担保フリーローン
3	【1と同じ】	借入	H26.12	100,000	貸金業者	当座貸越
				2,400,000		

備考 平成25年頃に銀行に融資の相談に行ったが収入面で借入れを断られた。平成26年12月頃、同じ銀行から電話があり、ローンの借り換えの勧誘を受けた。同月100万円(証書貸付・無担保フリーローン)借入れ、130万円(証書貸付・無担保フリーローン)借入れ、極度額10万円(当座貸越契約)締結。

⑥
債務者

年齢:50代
性別:男性
借入当時年収:0円

債権者

	債権者	種類	取引開始	残高	保証人	備考
1	【主要行】	借入	H26.9	3,000,000	貸金業者	カードローン
2	貸金・信販	借入		1,460,000		
3	貸金・信販			100,000		
4	貸金・信販			210,000		
				4,770,000		

備考 借入当時(平成26年9月)無職だったが、銀行から300万円の借入。収入証明の提出を求められることはなかった。その後、再就職し、個人再生申立。

⑦
債務者

年齢:50代
性別:男性
年収:現在約490万円(会社員)
家族:妻(正社員で勤務)あり。子2人。

債権者

	債権者	種類	取引開始	残高	保証人	備考
1	貸金・信販	買物	H26.3	25,000		
		借入		450,000		
2	貸金・信販	買物	H25.7	3,500,000		リフォーム代金。
3	貸金・信販	借入	H25.7	360,000		
4	【主要行】	借入	H25.9	500,000	貸金業者	カードローン。
5	【ネット銀行】	借入	H25.7	500,000	貸金業者	カードローン。
6	【信用組合】	借入	H18.3	17,260,000		住宅ローン
		借入	H26.8	2,350,000	貸金業者	証書貸付。本人によると、毎年同額の証書貸付契約を行い、その貸付金で前年度の証書貸付を完済するということを数年繰り返していたとのこと。
		借入	S62.10	1,000,000	貸金業者	カードローン。利率14.4%
		借入	H10.7	300,000	貸金業者	カードローン。利率14.4%
				26,245,000		

備考 個人再生申立(住宅資金特別条項付)。

⑧
債務者

年齢:40代
性別:男性
借入当時年収:500万円

債権者

	債権者	種類	取引開始	残高	保証人	備考
1	貸金・信販	借入		650,000		
2	貸金・信販	買物		850,000		
3	【主要行】	借入	H24頃	2,500,000	貸金業者	銀行カードローン
4	貸金・信販	借入		150,000		
5	貸金・信販	買物		800,000		
6	【その他の銀行】	借入	H19頃	800,000	保証会社(貸金業登録なし)	銀行カードローン
7	貸金・信販	買物		100,000		
				5,850,000		

備考 当初から、銀行の借入枠が250万円あり、本人が驚いた。

⑨

債務者

年齢:60代
性別:男性
借入当時年収:300万円

債権者

	債権者	種類	取引開始	残高	保証人	備考
1	【第一地方銀行】	借入	H25	2,300,000	貸金業者	
2	【信用組合】	借入	H27	400,000	貸金業者	
3	貸金・信販	借入		900,000		
4	貸金・信販	借入		760,000		債権者1の子会社
5	貸金・信販	借入		100,000		
				4,460,000		

備考

借入の目的は、ギャンブル(パチンコ)。

⑩

債務者

年齢:50代
性別:女性
年収:0円(主婦)
※ 夫が自営業者。
任意整理で処理。

債権者

	債権者	種類	取引開始	残高	保証人	備考
1	貸金・信販	借入	不明	300,000		
2	【その他の銀行】	借入	H27.1	300,000	保証会社(貸金業登録なし)	カードローン。
3	【その他の銀行】	借入	H27.1	300,000	貸金業者	カードローン。
4	【主要行】	借入	H27.1	500,000	貸金業者	カードローン。
5	【主要行】	借入	H27頃	600,000	貸金業者	カードローン。
				2,000,000		

備考 30万円から50万円に増額する際にも、収入証明等の書類は求められず。

⑪

債務者

年齢:40代
性別:男性
年収:約800万円(会社員)
資産:不動産なし。保険解約返戻金約300万円。他にめぼしい資産なし。
家族:妻あり。子2人。

債権者

	債権者	種類	取引開始	残高	保証人	備考
1	貸金・信販	買物	H20頃	500,000		
		借入	H20頃	500,000		
2	貸金・信販	借入	H24.3	500,000		
		買物	H25.5	45,000		
3	労働金庫	借入	H21.8	500,000		
		借入	H22.9	500,000		
		借入	H25.2	500,000		
4	【主要行】	借入	H23.8	4,500,000	貸金業者	カードローン
5	【その他の銀行】	借入	H25.1	1,200,000	貸金業者	カードローン
6	【ネット銀行】	借入	H25.5	1,000,000	貸金業者	カードローン
7	【ネット銀行】	借入	H26.10	2,000,000	貸金業者	カードローン
8	【第一地方銀行】	借入	H27.1	9,750,000	保証人なし(証書貸付)	おまとめローン1000万円。年利10%。銀行から勧誘の電話がきた。貸付金は直接、他社への支払いに充てられた。
		借入	H27.2	500,000	保証会社(貸金業登録なし)	カードローン 年利14.9%
		借入	H27.4	100,000	保証会社(貸金業登録なし)	カードローン 年利14.9%
		借入	H27.4	4,450,000	保証会社(貸金業登録なし)	カードローン 年利7.5%
				26,545,000		

備考

子供の教育費のために多額の支出を要したということもあるが、主な借入れの原因はギャンブル(競馬)である。受任して、借入れができなくなってからは、ギャンブル(競馬)もやめることができた。個人再生申立。

⑫
債務者

年齢:40代
性別:女性
年収:356万円 ※ただし、退職後、無収入になってから、借入金額が増えている。

債権者

	債権者	種類	取引開始	残高	保証人	備考
1	【主要行】	借入	H1頃	400,000	貸金業者	銀行カードローン
2	【主要行】	借入	H1頃	1,850,000	貸金業者	銀行カードローン
3	【主要行】	借入	H1頃	2,070,000	貸金業者	銀行カードローン
				4,320,000		

備考

平成22年に休職。平成23年に退職。
銀行からの借入は、それ以前からあったが、退職後の生活費のため、借入れが増えた。

⑬
債務者

年齢:40代
性別:男性
借入当時年収:0円

債権者

	債権者	種類	取引開始	残高	保証人	備考
1	【主要行】	借入	H27.7~10月	1,500,000	貸金業者	インターネット支店
2	【主要行】	借入	H27.7~10月	1,000,000	貸金業者	インターネット支店
3	【主要行】	借入	H27.7~10月	500,000	貸金業者	インターネット支店
4	【信用金庫】	借入	H27.7~10月	300,000	保証会社(貸金業登録なし)	
5	【信用金庫】	借入	H27.7~10月	500,000	保証会社(貸金業登録なし)	
				3,800,000		

備考

借入当時、無職(失業)。両親の援助(仕送り)を受けていたが、生活費の補填のため借入れ。
自己破産申立済み。

⑭
債務者

年齢:50代
性別:男性
借入当時年収:500万円

債権者

	債権者	種類	取引開始	残高	保証人	備考
1	【主要行】	借入	S63.11	3,000,000	貸金業者	
2	【主要行】	借入	H23.1	2,000,000	貸金業者	
3	【主要行】	借入	H20頃	2,000,000	貸金業者	
4	【主要行】	借入	H25.3	1,000,000	貸金業者	
5	【その他の銀行】	借入	H28.2	100,000	貸金業者	
				8,100,000		

備考

すでに年収(500万円)相当の負債を負っているにもかかわらず、その後、さらに貸付けが行われた。
個人再生申立予定。

銀行の個人向け貸付け（カードローン）に関するアンケート調査のお願い

日本弁護士連合会

（アンケート調査の目的）

改正貸金業法（平成22年6月完全施行）により、貸金業者に対する総量規制が導入され、5社以上の貸金業者から借入れをしている多重債務者の数は激減しましたが、一方では、銀行の個人向け貸付け（カードローン）が増加しています。中には「総量規制の対象外」「改正貸金業法の対象外」「専業主婦の方でもOK」「収入証明不要」といった広告をしているケースもあるようです。

そこで、銀行の個人向け貸付け（カードローン）が借り手にとって過剰な借入れとなっている事例が生じていないかを調査するため、多重債務相談を担当した会員を対象に、アンケート調査を実施します。手持ちの債務整理（自己破産・個人再生・任意整理）案件（過去3年以内に受任したものを目処とします。）の中で、銀行の個人向け貸付け（カードローン）が単独で、又は他の銀行・貸金業者・信販会社の貸付けと合計して債務者の年収の1/3を超えるものがあれば、債務者の収入と債務の内容等を御回答ください。

今後、このアンケート調査の結果も踏まえて、銀行の貸付けについても、総量規制の対象とする必要がないかどうか等、検討していきたいと考えています。

複数の御回答をいただける場合は、大変お手数おかけいたしますが、回答用紙を適宜コピーして御利用いただけますよう、よろしくお願いたします。

御提供いただいた情報及び個人情報、当連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。なお、状況に応じ、本アンケート調査の内容につき、再度お問い合わせをさせていただくことがあります。

（アンケート調査の利用方法）

このアンケートは以上の目的で行いますので、個人が特定されないような形で、回答内容を集計して、その集計結果を、当連合会や各地の弁護士会、弁護士会が主催、参加する集会等で報告したり、多重債務問題を検討する関係機関へ送付したりすることがあります。

（アンケート調査回答の送付先） 日本弁護士連合会人権第二課 山崎

・ファクシミリの場合：FAX 03-3580-2896

・郵送の場合：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3

弁護士会館 15階

・電子メールの場合：E-mail：yamazakik@nichibenren.or.jp

銀行の個人向け貸付け（カードローン）に関するアンケート調査（回答用紙）

回答日 _____年 _____月 _____日

回答者 弁護士 _____

(登録番号 _____)

1 債務者の年齢、性別、依頼日、債務整理の方針について

③は具体的に御記入いただき、①②④については該当する番号1つに○を付けてください。

① 年 齢

1	20歳代
2	30歳代
3	40歳代
4	50歳代
5	60歳代
6	70歳代以上

② 性 別

1	男性
2	女性

③ 債務整理を依頼された時期： _____年 _____月頃

④ 債務整理の方針

1	自己破産
2	個人再生
3	任意整理

2 債務者の収入

①依頼を受けたときの債務者の年収について、御記入ください。

依頼を受けたときの年収：約 _____万円（税込）

②債務者の年収について、銀行からの借入れをした時と比較して、大きな変動があったときは、借入れ時の年収を御記入ください（特に大きな変動がなければ御記入は不要です。）。

借入れ時の年収：約 _____万円（税込）

3 相手方（債権者）について

債務額の合計額および、その債権者の内訳を以下に御記入ください。

債務額合計 約 _____ 万円のうち、

債権者（借入先）	債務額（単位：万円）
1 銀行等（銀行・信金・信組）からの借入れ [_____ 万円] ※保証人（保証会社）が銀行等へ代位弁済したことによる求償金債務を含む。	
2 貸金業者・信販会社からの借入れ [_____ 万円] ※銀行へ代位弁済したことによる求償金債務を含まない。	
3 信販会社の立替え（クレジット） [_____ 万円]	
4 その他（政府系金融機関・労金・農協・漁協ほか） [_____ 万円]	

4 銀行からの借入時の状況

該当するものがあれば、すべてに○を付けてください（複数回答可）。

- | | |
|---|--|
| 1 | 貸金業者・信販会社からの借入れを断られた後で、銀行から借入れをした。 |
| 2 | 銀行から50万円以上の借入れをするとき、収入証明の提出を求められることなく、借入れができた。 |
| 3 | 銀行からの借入金額が、単独で（1件だけで）、当時の年収の1/3を超えていた。 |
| 4 | 銀行からの借入金額と、借入れ当時の他の銀行・貸金業者・信販会社からの借入れを合計すると、当時の年収の1/3を超えていた。 |

5 特記事項

銀行の与信審査に関する問題点につき、特記事項があれば記載してください。

※御協力いただきありがとうございました。

（アンケート調査回答の送付先）日本弁護士連合会人権第二課 山崎

・ファクシミリの場合：FAX 03-3580-2896

・郵送の場合：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 15階

・電子メールの場合：E-mail： yamazakik@nichibenren.or.jp